

監 査 報 告 書

学校法人 西口学園
理事会・評議員会 御中

私たち学校法人西口学園の監事は、私立学校法第52条及び寄附行為第28条の定めに基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を実施しました。

監査の結果、当学園の業務及び財産の状況に関して、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、当学園の財政状態を適正に表示していると認められました。

令和7年5月29日

学校法人 西口学園

監 事 世 古 建 一